

「証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会」(第4回)議事要旨

【開催日時】 平成13年10月4日(木) 午後3時~5時

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 ○ 証券保管振替機関の株式会社化の検討について

1. 定款の基本項目
 - (1) 商号
 - (2) 目的
 - (3) その他
2. 設立手続き、業務移行方法
3. 残された課題

【議事要旨】

- 事務局より、証券保管振替機関の株式会社化に係る各検討項目の内容について説明を行った。併せて、シェルパ会議における主な意見等、論点整理について説明を行い、審議した結果、以下の内容について概ね合意が得られた。

項目	主な内容
1. 定款の基本項目	
(1) 商号	商号は、「株式会社 証券保管振替機構 (Japan Securities Depository Center, Incorporated : JASDEC, Inc.)」とする。
(2) 目的	目的は、あらゆる有価証券の取扱い範囲の拡大等、多様な機能を提供できるような定款の規定振りとする。なお、具体的な業務内容については、新会社の取締役会で議論を尽くして決定する。 (検討の視点) ・ 新会社の業務については取締役会で他の主体の行うサ - ビスにも十分留意した上で決めて欲しいとの意見があった。
(3) その他	株式の譲渡制限を設ける。 原則として、優先株等の種類株は発行しない。 中間配当制度は設けない。 等

<p>2．設立手続き、業務移行方法</p>	<p>当専門部会での取りまとめを証券受渡・決済制度改革懇談会に報告し、了承された後、新会社の設立準備会を設置し、当該準備会で設立発起人等の具体的事項を検討するなど、新会社設立の準備を進める。</p> <p>平成14年4月1日の改正保振法全面施行後、速やかに財団から新会社への営業譲渡の認可申請を行うことを念頭に、株式会社化に係る手続きを進める。</p> <p>新会社は設立後、直ちに保管振替事業を開始することが出来ないことから、出資金の払い込みを2段階に分けるなど、新会社への出資金の有効活用が図れるような方策を検討する。</p>
<p>3．残された課題</p> <p>(1) 資本の額等</p>	<p>資本の額は、新会社の公共的、公益的な性格に鑑み、財務の健全性の確保、財務基盤の確立が求められることなどを念頭に、将来の業務範囲を織込んだシステム投資額に合わせて検討する。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各国のCSDによって資本の額は様々であるが、固定的な資産は、やはり資本で賄うべきであるとの意見があった。 ・ ここでの議論は、あくまで設立時の資本の額であり、将来的には新会社が運営されていく中で、相応しい資本の額 並びに 固定資産に対する割合に自ずと調整されていくことが想定される。 ・ 株券のDVPスキームを作る際に、他商品のDVPと将来的に共通化できる部分を十分検討のうえ、投資額の見積りをすべきであるとの意見があった。
<p>(2) 出資比率</p>	<p>設立当初の出資比率の基となる「利用度合い」は、手数料以外にも、利用度合いに預託残高を加味させるといった観点から、DTCCのように手数料、保管残高にウエイトをつけて利用度合いとすることや振替に重きを置く等も視野に入れて考える。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機関として、いかに低リスクで振替を行っていくかということが主眼であれば、保管よりも振替に重点を置いて利用度合いを計っても良いのではないかとの意見があった。 ・ DTCCのやり方や取引高、事務処理量等 他の切り口よりも、やはり全手数料が最も利用度合いを反映しているのではないかとの意見があった。
<p>(3) 出資に対するインセンティブ</p>	<p>当面は、出資に対するインセンティブとなり得る配当を行うことを目途とする。なお、出資額に応じて手数料を割引く方式についても引き続き検討する。</p>

(4) 財団の残余財産の 処分	証券決済制度改革の中で有効に活用することも含め、公益目的の法人に寄附する方向で検討していくこととする。
(5) 取締役	<p>業界ベースを基本とすることとするが、将来、持株会社の導入等いわゆる「企業のグループ化」が進展することも想定される。その場合、業界ベースの意味をなさないことが予想されるため、将来の見直しに含みを持たせる方向とする。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、出資比率の数は業界ベースとしても、グループとして業態をまたがって出資することになると考えられるので、個社ベースでの出資比率も考慮する必要がある。 ・ ガバナンスへの参加は、出資に対するインセンティブのひとつであり、個社ベースであれば参加できるのに業界ベースとなると参加できないということであれば慎重な検討を要する。
(6) 監査役	非常勤監査役は、証券界及び銀行界から各々1名を選出する。

【今後の予定】

次回会合は、準備委員会の概要、出資に至るまでの具体的なイメージ案及び残余財産の寄贈先等について審議することとし、10月11日(木)に開催することとした。

以 上

問い合わせ先

日本証券業協会 市場部

TEL : 03-3667-8516、3667-8456、3667-8514

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。